

令和8年9月10日

質疑書に対する回答

高 知 県 知 事

令和8年08月17日付で公告した「道交国防安（改築）（債）第602-010-1号 国道441号 防災・安全交付金（中半第2トンネル（2工区））工事」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

NO	質 疑	回 答	回答日
1	やらず公表単価について 明細表14号記載のやらず単価について公表単価の摘要欄に「見積 損料15%」と記載がありますが、公表単価は既に15%損料率を乗じた単価でしょうか。	公表単価は既に15%損料率を乗じている単価になります。	令和8年9月10日
2	インバート掘削工について 明細表5号記載のインバート掘削工について単価表74・75号の「大型ブレーカ運転（インバート掘削用）」と明記されていますが、通常的大型ブレーカ損料単価と違いインバート掘削用機械としての特別に補正された機械損料単価があるのでしょうか。	単価表74・75号の「大型ブレーカ運転（インバート掘削用）」は、基準書のとおりのもになります。インバート掘削用機械として特別な補正をした単価ではありません。	令和8年9月10日
3	トンネル仮設備について 明細表25号記載のトンネル仮設備工について、「残土処理工及びトンネル仮設備工を除く直接工事費の10%を計上」とありますが、道路改良も除いたものとして考えてよろしいでしょうか。	明細表25号記載のトンネル仮設備工「残土処理工及びトンネル仮設備工を除く直接工事費の10%を計上」について、本工事の道路改良は坑門部の施設に該当するため、道路改良も含めたものになります。	令和8年9月10日

その他事項